

京都市上下水道局訓令甲第5号

京都市上下水道局帳票に関する要綱を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局帳票に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「局」という。）における京都市上下水道企業管理規程に規定する様式以外の帳票の作成及び管理について必要な事項を定め、事務の効率及び経費の節約を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帳票 必要事項を記入するための余白を設けて一定の様式を印刷又は謄写した事務用紙、帳簿、伝票及びカード等をいう。
- (2) 帳票の作成 帳票の様式を新たに定め、又は様式の一部改正により帳票の一部を改正することをいう。
- (3) 共通帳票 共通する事務処理に使用する帳票をいう。
- (4) 特定帳票 特定の一つの事務処理に使用する帳票をいう。
- (5) 主管課 共通帳票に関しては、当該事務を統括する課を、特定帳票に関しては、当該帳票に係る事務の主管課をいう。

(帳票の作成及び廃止)

第3条 新たな帳票を作成しようとするときは、主管課が様式案を作成し、総務課長

の決定を受けるものとする。

2 帳票の廃止をしようとするときは、総務課長の決定を受けなければならない。

(総務課長の責務)

第4条 総務課長は、前条第1項に規定する案について、その必要性、妥当性、能率性を審査し、当該帳票の作成の是非を決定しなければならない。

2 総務課長は、帳票に関し、主管課の長にその作成又は廃止を提案することができる。

(補則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に京都市水道局及び下水道局帳票規程の規定により登録された帳票（以下「登録帳票」という。）については、この要綱の規定による総務課長の審査を経て作成された帳票とみなす。ただし、登録帳票中「京都市水道局」若しくは「京都市下水道局」又は「京都市水道局及び下水道局」とあるのは「京都市上下水道局」と、「京都市上下水道事業管理者」とあるのは「京都市公営企業管理者上下水道局長」と、「京都市上下水道事業管理者様」又は「(あて先)京都市上下水道事業管理者」とあるのは、「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」と改め、その他平成16年3月31日以前の所属の名称が記載されている箇所については、この要綱施行日以後に当該帳票を用いる事務を承継した京都市上下水道局組織及び事務処理規程に規定する課又は事業所の名称に改める。

(上下水道局総務部総務課)